

令和3年度第1回富山県いじめ再調査委員会 会議録

- 1 日 時 令和4年1月27日(木) 15時00分～16時13分
- 2 場 所 富山県民会館7階707号室
- 3 出席者 委員4名 油本秋美(臨床心理士) 高坂愛理(弁護士)
永山くに子(富山大学名誉教授) 吉本博昭(精神科医)
事務局 武隈 俊彦(経営管理部・次長)
掃本 之博(学術振興課長)
西山 篤(県教育委員会小中学校課主幹) ほか4名

4 会議次第

- (1) 武隈経営管理部次長挨拶
- (2) 議事録署名人の選出について
- (3) 今回の会議の公開について
- (4) 説明事項
富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
- (5) 意見交換
- (6) その他

5 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から委員総数5名、4名の出席により定足数に達しており、富山県規則第49号富山県いじめ再調査委員会規則(以下「委員会規則」という。)第5条2項の規定により、本委員会が有効に成立したことが報告された。
- (2) 武隈次長より挨拶があった。
- (3) 事務局より各委員の紹介があった。
- (4) 事務局より委員会規則第5条1項により委員長が会議の議長となる説明があり、委員長の永山委員が議長となった。
- (5) 議事録署名人について、議長からの指名があった。

(6) 議長より、富山県いじめ再調査委員会運営要綱第6条の規定に該当する個人情報に係る内容が、今回の協議事項にないため議長は会議を公開することを提案し、全員異議なく承認。本会議は公開されることとなった。

(7) 説明事項について、資料1～6により事務局から説明があった。質疑応答等については、事務局からの説明事項を全て終了後、一括して行うこととなった。

【永山委員長】 それでは、説明事項に基づき、質問、意見を伺いたい。

【高坂委員】 私からは、資料3、いじめ事案初期対応実践フローチャートについて質問させていただきたい。

まず、フローチャートを使用する場面として、先ほどの説明では、いじめを認知したときに、手順を追って組織的に対応する場面に使用するということであったが、具体的に誰が作成するのかということ、また、それぞれが同じ事案について複数枚作成した時にそれをいかに共有するのかということ、そして、このフローチャート自体をどのように管理し、今後、いじめ問題に対する研修にどのように生かすのかということ、文書の管理を含め、個人情報をどこまで書き込むのかといったことについて、一つ一つあてはめながらでシミュレーションを試みたが、わからないこともあったので、まずその点について教えていただきたい。

【事務局】 まずこのフローチャートを作成したのは、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の実施ということを大前提にしている。法第23条（いじめに対する措置）にあるとおり、担任等が1人で抱え込まずに、しっかりと組織的に対応することが示されている。このことを促すために、フローチャートの使い方については、各学校において生徒指導体制は様々であることから、一つの様式として捉え、各学校で使いやすいように工夫して使っていただくことを考えている。

ご指摘されたように、学校での対応の中では、個人情報等もあることから、管理についてはしっかりしていかなければいけないということは当然である。また、対応について各自が持ち寄ったものを一つにまとめ、その指導の経過等も、後で振り返ることができるよ

うにしていくことも大切であると考えている。

今回示しているものはあくまでも様式であり、各学校には電子データも配布しているので、ここから各校の実情に合わせて、使いやすいように改変できるようにしてある。あくまでも一つの例示であって、これをこういうふうに使ってくださいということではなく、学校によってはもっと書き込みがしやすいように幅を広げるなど、例示ではA4で作成してあるが、皆で話し合うためにはA3が良いので変更するなどといった、使い勝手の良いものに改変して、各学校で使っていただきたいと考えている。

【高坂委員】 各学校でより使いやすいものに工夫してということだが、例えば、あくまで個人的な意見ではあるが、最初の気づきのところが実は一番大事だと考えている。資料にはカテゴリーがいくつか挙げてあるが、ここに評価が入ってしまっているものになっているのではないかと思う。確かに具体的な事実が書けるようになってはいるが、先生のメモの仕方によってまちまちになってしまうのではないかと感じてしまう。そこで、5W1Hを意識したメモができるように、シート内に5W1Hと書いておくなどし、先生方が気付きやすくできないか考えた。

二つ目だが、その後の方針決定のポイントのところ、必要に応じてスクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施すると書いてある。私の誤解であれば申し訳ないが、このタイミングだと、情報共有や、事実確認を行った後の段階でスクールロイヤーが初めて登場するのではないかと思う。基本的に事実の確認や、事実認定そのもの自体が、争点になりやすい性質のものでもあると思っている。そこで、できれば、本格的な調査を開始する前、もしくは比較的早期の段階で、スクールロイヤーを入れて欲しいと思っている。

要するに学校が組織対応するときに、法に則って適切に調査し、事実認定をする。認定したケースに基づいて報告をする。その報告も正しく、適切に行うという枠づくりをしっかりとすることが大切だと思っている。この枠づくりが少し遅れたり、その本来乗るべきレールから外れたりすることで、被害生徒や保護者のみならず、加害生徒、加害生徒の保護者も不信感を招いてしまう結果になる。そして、一番の望ましくない学校対保護者という関係が生じることにつながってしまう。そこで、比較的早期に枠組みを決める段階で、スクールロイヤーのチェックを受けて欲しいと思っている。スクールロイヤーが、少々下の方に来すぎだなというのが、個人的な意見である。

ただ、これだけのフローチャートがあることで、先生方が具体的ないじめ事案、或いはいじめと思われる事案にぶつかった時に、具体的にどういうふうに動いて良いかということが非常にわかりやすいものになっている。このフローチャートを作られたこと自体、大変有意義なものであると感じている。

【永山委員】 今のご意見の観点で、ほかに意見はあるか。

【油本委員】 これまで何回もこの会に参加してきたが、いじめの認知件数が年々増加していることについて、実は喜ばしく思っている。「うちの学校ではいじめがありません」とか、「いじめゼロが学校の誇り」であるかのような風潮に出会うことが多かっただけに、いじめを見逃さないというかいじめに対する見方が変わってきているなど日々感じてきたところである。

今年度について先ほどの説明にもあったが、いじめの減少が新型コロナ感染症のまん延による部分もあったかもしれないが、いじめの起きにくい学校づくりというのは先生方の意識の変化や学校の姿勢が随分変わってきている面があると思っている。やはり、誰かを傷つけたり、誰かに傷つけられたりという場面。いわゆるいじめほどの子にも起こり得ることであるということを前提にし、数が減ることを良しとしないような風潮が、これからも続いてもらいたいと思っている。

また、学校が組織で対応する、決して担任の先生が一人で抱えこまないでみんなで対応しようという雰囲気はとても大事なことであり、そういったことが相談しやすい学校の雰囲気づくりができて初めてこの体制が動き出すような気がしている。

【吉本委員】 今ほどもあったが、県内はもとより全国的にいじめの件数が減少しているということは、やはり新型コロナウイルス感染症の影響があるのではないかと感じている。いじめの認知件数は減少したということだが、聞き漏らしたかもしれないが富山県では重大事態というものが発生していないのか、それとも発生はしているが全国と似たような傾向なのか。細かいことになるかもしれないが、新型コロナウイルス感染症の影響で学校への登校がないことから件数が減ってきているが、代わりにネットなどでの重大事態が発生していないかということをお聞きしたい。

ネットに関する問題であるが、これも大変なことであると感じている。ネット依存症の

相談について中学校や高校、あるいは本人が相談に来ることもあるが、これまではいじめにつながるような相談はあまり聞いていない。ネットでもいじめがあると思っている。これからの新しいトレンドになって欲しくはないのだが、そういった傾向が富山県の場合あるのか聞かせてほしい。

また、感想めいた話になるが、スクールカウンセラーはいじめが起きたときに生徒個人への対応が主になることからスクールソーシャルワーカーが導入されたと思っている。これまでの学校は、どうしても家庭の中になかなか入っていけないというジレンマが多分にあったのだろう。スクールソーシャルワーカーという違う立場に立って、少し家庭環境など生徒の背景の中に入ることや、調整することなど、精神科の医者から見ると、学校や先生方だけではやはり限界がある。

【永山委員】 今の意見に関連して、他の委員はどうか。

例えば、ネットの情報をSNSに載せて拡散するという事案もよく耳にする。孫が使用している様子を見るとネット、ツイッター、SNS、かなりきわどいことになっていると思うときがある。多分、本人たちには罪の意識はないのだろうが。そのような事例が学校で上がってこないものなのか。

私が強く感じているのは、対面でのコミュニケーションよりもLINEなどの文字によるコミュニケーションでは、言葉のもつ凶器性等が際立ち、発達段階にある児童・生徒が、悪意を持たずにやり取りをするなかで、かなり傷ついている生徒もいるのではないかということである。またLINEなどでは仲間に入れなかったことなど、いじめにつながりやすい状況がある。そういったことを懸念している。

【吉本委員】 子供たちを含め、沢山の事例を聞いたわけではないが、ネット依存といわれる方たちは、元々さみしがりであるとか孤独を感じている人がネットを通じて関係性を作ることから始まり、そこから抜け出すということがなかなかできなくなっている場合が多いように思う。仲間外れにされたと感じてトラブルになることが大人でもある。成長過程にある子供の問題ということは富山県ではあまり上がってはいなくても、必ず大きな問題になっていくのではないかと考えている。

教育委員会や学校は大変だろうが、生徒同士の新しい関係性が生じてくることに対しての対応を考えていかなければならない。その中でいじめが発生するのは間違いないだろう

と思っており、まだ富山県がそのような事例がないのであれば、今のうちから考えておく必要があると思う。

【永山委員】 他に意見はないか。

【油本委員】 トラブルになる前に学ぶことが大切だと考える。スマホ教室ではないが、小学生の頃から正しいLINEの使い方学んでいく場を提供すべきだと思う。これまで小学校5、6年生を対象としたものを3、4年生に前倒しをし、正しい使い方を学んでいるという話も聞いており、そういう時代になったのだなと思っている。

子供たちの成長にあわせて、基本的な使い方やしてはいけないこと、どのようなことが相手を傷つけることになるのかということ学ぶ場をしているという。講師は、警察の関係者や、時には大学生が講師を務めるなど、いろんなバリエーションで実施し、スマホ等との付き合い方を楽しい場として学んでいると聞いたことがある。

【永山委員】 では事務局から回答があれば。

【事務局】 大変たくさんのご意見をいただき感謝申し上げます。

高坂委員からの質問にお答えしたい。

フローチャートについて最初の段階の5W1Hのことは、確かにその通りであるが、A4、1枚にすべてを盛り込むということは非常に難しいものであった。そこで、何を優先すべきか考え、新採の先生方にも使えるわかりやすいものにしようということとした。

細かな対応の中身については、折々にベテランの先生方から教わりながら進めてということとし、必要最低限のものを載せてあるということをご理解いただきたい。

次にスクールロイヤーの活用場面についてはもっと早い段階で、という指摘であったが、本当にその通りだと考えている。ただし事案に応じてという側面もあると考えている。すべての事案で早い段階ということではなく、まずは学校の先生方が自分たちできちっと解決出来る、適切に対応できるという、力をつけていくことが大事だと考えている。しかしながら対応が難しいと判断した場合には、示唆いただいたように早い段階でスクールロイヤー等の専門家の助言を受けて対応をすることが大事だと考えている。

油本委員の発言にあった、いじめが減ったということで安心するのではなく、認知をしっかりと行っていくということは、その通りだと考えている。やはり、疑いも含めてしっかりと認知をし、認知した後に適切に対応し、早期に苦しんでいるお子さんの状況を解決に導かなければならないことから、このフローチャートもその対策の一つだと考えている。

また、油本委員からは、トラブルになる前に正しい使い方を学ぶということで、低年齢のお子さんに対する取り組み事例を教えていただいたが、各学校ではリテラシー教育も含め専門家を交えて、講演会や授業を実施するなど一生懸命に取り組んでいただいている。県教育委員会では、学校ネットルールづくりということで、保護者や教師が一方的に使い方を伝えるのではなく、児童会、生徒会を中心に、子供たちが自分たちでネットの利用について考え、自分たちでルールづくりを行うような取組を推進しているところである。子供たちの考える機会を保障することが、このネットトラブル対策についての大切なことだと考えている。

吉本委員からの質問である重大事態の有無については、文部科学省の調査であり、各県における有無については公表されていないということをご理解いただきたい。

次にスクールソーシャルワーカーについて、生徒の家庭環境を含めた全体像を見るということで良いことであるとの意見をいただいた。環境の改善に加え心の問題に対応することで、カウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携して一つの事案に取り組むケースも考えられる。吉本委員の意見にもあるように、全体を見ながら支援できるような体制づくりにもしっかりと取り組みたいと考えている。

吉本委員、永山委員長それぞれからLINEについての意見があった。このことについては、全国的な傾向同様、本県においてもネットに関するいじめについては、心配される傾向にあると考えている。ネットに関しては、学校だけでは非常に難しいところもあり、警察であればサイバー犯罪対策課などの関係機関に加え、保護者との連携も欠かせないことから、学校が関係機関や保護者との連携を密にして、この問題に対応していくということが、大切であると考えている。

【永山委員】 それでは、引き続き各委員の方から意見を願います。

【油本委員】 まずは、学校の先生方をはじめとして教育委員会で、いじめ、不登校の子供たちなど様々な問題を抱える子供たちの支援についてきめ細かな対策を講じ、日々努

力していただいていることに感謝したい。

三つの柱として、学校の対応力、教員の指導力の向上、あわせて相談の充実というところをあげてあるわけだが、子供たちや保護者に対する相談体制も充実していると感じている。

私たち心理士はスクールカウンセラーとして各学校に配置していただいているが、相談体制の充実を担う役割を果たすために頑張っているところである。心理士も自らの資質を高めるための研修やあり方検討会といった取組みを積み重ねており、子供たちを支える一翼となれるように頑張っていきたいと考えている。子供たちのカウンセリングだけではなく、現場の先生方もサポート出来るような役割も果たしたいと考えており、今後もよろしくお願ひしたい。

【高坂委員】 本日はいろいろな話を聞かせていただき感謝している。いじめの事案についてはその初期対応を教育委員会が重視していただきフローチャートも作っていただいた。初期対応への意識付けが強いというところは富山県のすばらしいところだと感じている。ぜひ活用していただきたい。

昨年12月に埼玉県川口市での中学校のいじめに関する裁判があったので、そのこととからめて弁護士の視点から話をさせていただきたい。

いじめについて、いじめ対応ハンドブックをみていると生徒の苦痛を中心に捉えていこうとされているのだが、現場ではまだそうではない解釈が為されていることが見受けられる。例えばLINEで「死ね」とメッセージがあったのだが、「文字だけではいじめに当たらない」という教頭先生の発言や、「子供たちに悪気はないからいじめではない」などと、いじめの定義についての境界があいまいになっているところがいまだにあるのだと大変気になっている。

たとえば初期対応実践フローチャートの先生が気になる事案の項目にある「保護者からの訴え」や「本人からの相談」というところについて、私には今の10代の子たちの気持ちというのは想像できないところがあるが、私自身が当時のことを思い出してみると、いじめられているといったことを身近な人にはなかなか相談できない。身近な人にこそ相談できないのではないかと思う。本人から先生に相談があるということは、生徒にとっては大変な覚悟の上でのことだと思う。生きる望みをかけてという気持ちぐらい、限界ギリギリになっていると思う。なのに、先ほど言いたいじめの定義のあいまいさから、それはいじめではないと言われたら絶望しかない。そのあたりを先生に知ってもらいたい。

川口市の事件でも他の事件においても、往々にして保護者対学校になってしまっており、いじめられた生徒自体はどうか、放置されてしまっているなど思っている。子供を苦痛から救い出す、苦痛を解消するためにはどうしたら良いのかという視点が抜けていて、どうすれば保護者の怒りを治められるか、というところに視点がいつている。

保護者も勘違いしていて、最初は子供が心配だから学校に対して感情的にぶつかるというところがあることは理解するが、保護者もどんどん勘違いしていき自分対学校という対立になってしまい、自分に謝れとか自分への謝罪が間違っているという発想になってしまっている場合がある。完全に間違っている。そのような判例を見ていて子供の気持ちはどこへいったのか、子供の苦痛はどうなったのかと感じている。

そして、その反対側にはいじめた側の子供も存在している。いじめた側の子供も自分がしたことがいじめだよと言われていること事態、大変な苦痛だろうと思っている。いじめは悪いことであることは当然であるが、「あなたのしたことはいじめです。」と言われた本人のつらさに対して、適切にフォローされなければならないのに、自分の親と先生が対立している状況になっている。自分がいじめたとされる子供はこれからどうしていけばいいのかということに向き合える機会すら与えられずに放置されている。

整理させていただくが、まず、もう一度いじめの定義を見直していただきたい。いじめと思われる事案、特に子供から相談が来た場合の対応の慎重さというものをもう一度振り返っていただきたい。そして子供の気持ちを放置しないでいただきたい。大事なのは子供の苦痛をどういうふうに解消するか、子供を学校がどう守るかだと思う。

【吉本委員】 いじめもそうであるが、世の中で言われているいろいろなハラスメントについて、している本人にその気はないが受け取る側がどう思うかということが中心に動いていく。世の中全体においてそういった認識がまだない。いじめも同じこと。そういう意味で私たちは次の大きくなってからの問題についても考えていかなければならない。

【永山委員】 多岐にわたる意見感謝申し上げます。私もこの委員会に携わることによって、それまで以上にこの問題の奥深さを感じている。

人と人との関係のあり方も大きく変化してきている。新型コロナウイルス感染症の影響で授業はオンラインになり、小さい子供たちも含めてワクチンを打つか打たないか、その選択はどうするか。ワクチンを打たないという権利をどこまで認めるのか。またそのこと

が新しい差別や排除を生み出す。医療従事者として子供たちの命を守ることの大変さというものをひしひしと感じている。家族内感染で家の中で何が起きているのかということも大きな問題である。学校にも行けない、子供たちの居場所、心の置き場所がなく、大人でさえ鬱になってきて限界にきている。大人が安定していないところに子供の心の安定が望めるのか、というところは大きな問題になりつつある。

そういう点でも命を守るということはどういうことなのか、もう一度ひとりひとりが考えていかなければならない時が来ていると思っている。

そういう中で、今回フローチャートを提示されたことは、学校の先生方にとって大変助かることではないか。

命を守り心身の健康をどう維持していくかということも大きな課題である。学校の先生もコロナで大変だろうと察する。学校の生徒も守らなければいけないし、自分の身ももちろん家族も守らないといけない。かなり大変な精神状態にあるのではないか。そういう点も考え、様々な配慮をしていければ良いと思っている。

(8) 事務局より、いじめの重大事態が発生し再調査となれば、各委員に開催案内を出す旨の連絡があり、令和3年度第1回いじめ再調査委員会は終了した。